

■2023 年度 S 日程 卒業見込者特別入学試験・一般入学試験  
法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

定款による議決権行使の代理人資格の制限に関する基本的理解を問う問題である。本問において Y 会社の定款には、議決権を行使することができる代理人を株主に限る旨の定めがあったにもかかわらず、本件総会において、株主でない B が Y 会社株主 A の代理人として議決権を行使したことから、本件総会決議の効力が問題となる。

まず、議決権行使の代理人資格を株主に制限する旨の定款の定めが、株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止する趣旨にでたもので、合理的理由による相当程度の制限であり、議決権の代理行使を定める会社法 310 条 1 項に違反せず、適法であると解するのが判例（最判昭和 43 年 11 月 1 日民集 22 卷 12 号 2402 頁：会社百選 29 事件）であることを指摘した上で、本件決議は決議方法が定款に違反し、取消の瑕疵がある（会 831 条 1 項 1 号）と論じることになる。判例に反対の見解をとってもよいが、上記判例の見解を指摘した上で、判例の見解が不適切で採用すべきでない理由を説得的に論じる必要がある。単純に自説を論じても点にはならない。

次に、判例（最判昭和 54 年 12 月 24 日民集 30 卷 11 号 1076 頁）は、株主である地方公共団体・株式会社がその職員・従業員を代理人として株主総会に出席させて議決権を行使させた事案において、①株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれはなく、かえって、②職員・従業員による議決権の代理行使を認めないとすれば、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすことを理由に、このような代理人による議決権行使は定款の定めには違反しないと判示したことを指摘して、判例の上記判断基準によれば、本件の代理人による議決権行使が定款に違反しないものであるか否かを論じる。その際、病気のため出席できない A が、息子 B に代理出席を頼んだこと、他方で、議決権行使書面が送付されており、出席できない株主は書面投票ができることを、②の要件との関係でどう評価するかがポイントとなる。

最後に、本件決議が決議方法の定款違反に当たるとしても、本件は、違反事実が重大でなく、かつ、決議の結果に影響を及ぼさないとして裁量棄却（会 831 条 2 項）されるのではないかを検討する必要がある。その際、B が代理であることを告げずに出席票を提出したため、Y 会社の担当者は B を株主 A と誤信したこと、Y 会社は上場会社で A の議決権は 1 個であり（わが国の上場会社は 100 株を 1 単位としているのだが、事実関係を複雑にするだけなので、問題文では 1 株とした）、圧倒的多数で議案が可決された事実を指摘できるかがポイントとなる。

以 上